

吸收合併契約に係る事前開示書面

平成30年12月25日

(合併消滅法人)

熊本市中央区辛島町1番地下1号

一般財団法人熊本市駐車場公社

理事長 大谷 和則



当法人（以下、「甲」という。）は、平成30年12月11日付で一般財団法人熊本市社会教育振興事業団（以下、「乙」という。）と締結した合併契約書に基づき、平成31年4月1日を効力発生日として、甲を吸收合併消滅法人とし、乙を吸收合併存続法人とする吸收合併を行うことに伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十六条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第七十五条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸收合併契約の内容

- ・別紙1のとおり

2. 吸收合併存続法人についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

- ・別紙2のとおり

(2) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に影響を与える事象が生じたときは、その内容

- ・該当なし

3. 当法人についての次に掲げる事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重大な影響を与える事象が生じたときは、その内容

- ・該当なし

4. 合併後における吸收合併存続法人の債務の履行の見込みに関する事項

合併後の吸收合併存続法人の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれる。また、合併後の吸收合併存続法人の収益状況について、吸收合併存続法人の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されていない。よって、合併後における吸收合併存続法人の債務の履行は見込みありと判断する。

5. 事前開示開始日以降に上記事項に変更を生じたときは、変更後の当該事項変更が生じたときは、ただちに開示する。

以上